

で定めるものをいう。以下この項、第四条の二第一項及び第四条の四第一項において同じ。)を送信しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所。以下第四条の五第一項までにおいて同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者その他の政令で定める者にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この項、第四条の二第一項及び第四条の四第一項において同じ。)及び個人番号又は法人番号等により確認しなければならないものとする。

一 国外送金をする場合 その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号、当該国外送金の原因となる取引又は行為の内容(次条第一項第一号において「送金原因」という。)その他の財務省令で定める事項

二 国外からの送金等の受領をする場合 その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の財務省令で定める事項

前項に規定する特定送金とは第一号に掲げる国外送金をいい、同項に規定する特定受領とは第二号に掲げる国外からの送金等の受領をいう。

一 その国外送金をする者の本人口座からの振替によりされる国外送金その他これに準ずる国外送金として政令で定めるもの

二 その国外からの送金等の受領をする者の本人口座においてされる国外からの送金等の受領その他これに準ずる国外からの送金等の受領として政令で定めるもの

第一項前段の場合において、同項の告知書が取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長に受理されたときは、当該告知書は、その受理された時に国外送金等に係る金融機関の営業所等の長に提出されたものとみなす。

前項に定めるもののほか、第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国外送金等調査書の提出)

第四条 金融機関は、その顧客(公共法人等を除く。以下この項において同じ。)が当該金融機関の営業所等を通じてする国外送金等(その金額が政令で定める金額以下のものを除く。)に係る為替取引を行つたときは、その国外送金等

ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した調書（以下「国外送金等調書」という。）を、その為替取引を行つた日として財務省令で定める日の属する月の翌月末日までに、当該為替取引に係る金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　国外送金の場合　その国外送金をした顧客の氏名又は名称、当該顧客の住所、その国外送金をした金額、その国外送金に係る前条第一項の告知書に記載されている送金原因その他他の財務省令で定める事項

二　国外からの送金等の受領の場合　その国外からの送金等の受領をした顧客の氏名又は名称、当該顧客の住所（国外からの送金等の受領がその者の本人口座においてされた場合には、住所又は当該本人口座が開設されている金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該本人口座の種類及び番号）、その国外からの送金等の受領をした金額その他の財務省令で定める事項

三　国外送金等調書を提出すべき金融機関のうち、当該国外送金等調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであった国外送金等調書の枚数として財務省令で定めたところにより算出したた数が百以上であるものは、前項の規定にかかるらず、その者が国外送金等調書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより同項に規定する税務署長に提供しなければならない。

一　財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出で行う電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等にに関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法

二　当該記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

三　国外送金等調書を提出すべき金融機関（前項の規定に該当する者を除く。）は、その者が提出すべき国外送金等調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該国外送金等調書の提出に代えることができる。

4 国外送金等調書を提出すべき金融機関が、政令で定めるところにより所轄の税務署長（第一項に規定する税務署長をいう。）の承認を受けた場合には、当該金融機関は、同項及び第二項の規定にかかるわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該国外送金等調書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

5 第二項又は前項の規定により行われた記載事項の提供及び第三項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項の規定により国外送金等調書の提出が行われたものとみなして、この法律の規定を適用する。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、国外送金等調書の提出の特例その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等

（国外証券移管等をする者の告知書の提出等）

第四条の二 金融商品取引業者等の営業所等の長にその有する有価証券の国外証券移管又は国外証券受入れの依頼をする者（法人税法別表第二掲げる法人その他の政令で定めるもの（次条第一項において「別表法人等」という。）を除く。）は、その国外証券移管又は国外証券受入れ（以下「国外証券移管等」という。）がそれぞれ特定移管又は特定期受入れに該当する場合を除き、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その国外証券移管等の依頼をする際、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする金融商品取引業者等の営業所等の長に第三条第一項に規定する政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。

2 前項に規定する特定移管とは第一号に掲げる国外証券移管をいい、同項に規定する特定受入れとは第二号に掲げる国外証券受入れをいふ。

1 その国外証券移管を依頼する者の本人証券口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録が

二 その国外証券受入れを依頼する者の本人証券口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本人証券口座に保管の委託がされることとなる有価証券についてされる国外証券受入れ

第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(国外証券移管等調書の提出)

第四条の三 金融商品取引業者等は、その顧客(別表法人等を除く。以下この項において同じ。)からの依頼により国外証券移管等をしたときは、その国外証券移管等ごとに、その顧客の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号、その国外証券移管等をした日の属する月の翌月末日までに、当該国外証券移管等を行った金融商品取引業者等の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第四条第二項から第五項までの規定は、国外証券移管等調書を提出すべき金融商品取引業者等について準用する。

前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

第二章の三 国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調書の提出等

(国外電子決済手段移転等をする者の告知書の提出等)

第四条の四 電子決済手段等取引業者の営業所等の長にその有する電子決済手段の国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れの依頼をする者(法人税別表第一に掲げる法人その他政令で定めるもの(次条第一項において「別表法人等」という。)を除く。)は、その国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れ事項を記載した告知書を、その国外電子決済手段移転等の依頼をする際、当該電子決済手段等取引業者の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提

出をする者は、当該告知書の提出をする電子決済手段等取引業者の営業所等の長に第三条第一項に規定する政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないものとし、当該告知書の提出を受けた電子決済手段等取引業者の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。

前項に規定する特定移転の第一号に掲げる国際電子決済手段移転をいい、同項に規定する特定受入れとは第二号に掲げる国外電子決済手段受入れをいう。

一 その国外電子決済手段移転を依頼する者の本人電子決済手段勘定で管理がされている電子決済手段についてされる国外電子決済手段

一 移転
その国外電子決済手段受入れを依頼する者の本人電子決済手段勘定で管理がされること

となる電子決済手段についてされる国外電子決済手段受入れ

第四条の五 電子決済手段等取引業者は、その顧客（別表法人等を除く。以下この項において同

じ。)からの依頼により国外電子決済手段移転等(その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額が政令で定める金額以下のものを

除く。) をしたときは、その国外電子決済手段
移転等ごとに、その顧客の氏名又は名称、住所
及び個人番号又は法人番号、その国外電子決済

手段移転等をした電子決済手段の種類その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下「国外ト字決済手段移転等調書」という。）を、
二つ目ト字決済手段移転等調書」と二つ目「第二

その国外電子決済手段移転等をした日の属する
月の翌月末日までに、当該該引業者決済手段移
転等を行つた電子決済手段等取引業者の営業所
等の所在他の所轄決済監督署長に提出しなければなら
ぬ。

らの所存地の所轄和解局に提出するが、
電子決済手段変動等調書を提出すべき電子決済法
第四条第二項から第五項までの規定は、国外

手段等取引業者について準用する。
前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第三章 国外財産に係る調書の提出等 (国外財産調書の提出)

十三号) 第二条第一項第三号に規定する居住者

をいい、同項第四号に規定する非永住者を除く。次条第七項において同じ。)は、その年の十二月三十一日においてその価額の合計額が五千万円を超える国外財産を有する場合には、財務省令で定めるところにより、その者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書(以下「国外財産調書」という。)を、その年の翌年の六月三十日までに、次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に定める場所へ所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、同日までに当該国外財産調書を提出しないで死亡し、又は同法第二条第一項第四十二号に規定する出国をしたときは、この限りでない。

一 その年分の所得税の納稅義務がある者の者の所得税の納稅地

二 前号に掲げる者以外の者 その者の住所地
(国内に住所がないときは、居所地)

相続の開始の日の属する年(以下この項、次条及び第六条の二において「相続開始年」という。)の十二月三十一日においてその価額の合計額が五千万円を超える国外財産を有する相続人(遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により財産を取得した者を含む。次条及び第六条の二において同じ。)は、相続開始年の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産(次条第三項から第五項までにおいて「相続国外財産」という。)を除外したところにより、前項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「国外財産を」とあるのは、「国外財産(次項に規定する相続国外財産(同項に規定する相続開始年に取得したものに限る。)を除く。)」とする。

前項に定めるもののほか、国外財産の所在及び価額に関する事項その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例)

提出期限（前条第一項の提出期限をいう。以下この条において同じ。）内に税務署長に提出された国外財産調査に当該修正申告等の基因となる国外財産についての同項の規定による記載があるときは、同法第六十五条又は第六十六条の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額はこれらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告等の基因となる国外財産に係るもの以外のもの又は隠蔽し、若しくは仮装されたもの（以下この項において「国外財産に係るもの」と

以外の事実等」という。」があるときは、当該国外財産に係るもの以外の事実等に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額

を控除した税額。第三項において同じ。)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

2 前項の国外財産調査は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める国外財産調査とする。

前項の修正申告等が所得税に関するものである場合 当該修正申告等に係る年分の国外財産調書(当該年分のその年の中途において

当該修正申告等の基団となる国外財産を有しないこととなつた場合における当該国外財産について、当該年分の前年分の国外財産調査

二 前項の修正申告等が相続税に関するものである場合 次に掲げる国外財産調書のいづれ

イ れか
イ 当該相続税に係る被相続人（遺贈をした者）を含む。イ及び第四項第二号イにおいて

同じ)の相続開始年の前年分の国外財産調書(被相続人がその提出期限までに相続開始年の前年分の国外財産調書を提出しな

い死亡した場合にあっては、被相続人の相続開始年の前々年分の国外財産調査書)に該当相続税に係る相続人の相続開始年の三回目(同様)

ハ 年分の国外財産調書
当該相続税に係る相続人の相続開始年の
翌年分の国外財産調書

3　　国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税に關し修正申告等（死亡した者に係るものを除く。）があり、（通則第六条第一項の規定によつて一ヶ月を経た場合）

は第六十六条の規定の適用がある場合における

て、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これらの規定の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額は、これらの規定にかかるらず、これらの規定により計算した金額に、当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により税務署長に提出すべき国外財産調査書について提出期限内に提出がない場合（当該国外財産調査書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続国外財産を有する者の価額の合計額が五千万元を超える国外財産で相続国外財産以外のものを有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）

二 提出期限内に税務署長に提出された国外財産調査書に記載すべき当該修正申告等の基因となる国外財産についての記載がない場合（当該国外財産調査書に当該修正申告等の基因となる国外財産について記載がない場合（当該相続する者の記載が不十分であると認められる場合を含むものとし、当該国外財産調査書に記載すべき当該修正申告等の基因となる相続国外財産についての記載がない場合（当該相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合に限る。）を除く。）

前項の国外財産調査書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める国外財産調査書とする。

の項の改正規定、同法第六十八条の三の三第一項第一号の改正規定、同法第六十八条の三の四第一項第一号の改正規定、同法第六十九条の五第二項第一号の改正規定、同項第三号及び第五号の改正規定、同法第八十三条の三の改正規定並びに同法第九十二条の四の改正規定（平成十九年三月三十日）を「平成二十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第八十五条及び第一百三十四条の規定並びに附則第一百五十二条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第九条第二項の改正規定（「障害者等に」を「障害者等に」と、「又は収益に対する分配又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は収益金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する収益金の配当をいう。以下この号において同じ。）の」と、「対応する利子又は収益の分配」とあるのは「対応する利子、収益の分配又は収益金の配当」に改める部分を除く。）、同条第五項の改正規定（「又は収益の分配」とあるのは「第一項（配当所得）に規定する収益金の配当」と、同条第三項中「信託法」とあるのは「公益信託ニ関スル法律」と、「第六十六条」とあるのは「第一条」に改める部分を除く。）、同法附則第十条第二項の改正規定及び同条第十五項に後段として次のように加える改正規定

（罰則に関する経過措置）

第一百五十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附 則（平成二年六月二十四日法律第五九号）抄

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十一年六月一日
イからムまで 略

ウ 第二十四条の規定

(罰則に関する経過措置)

第一百四十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百四十四号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イからハまで 略

二 第十八条及び附則第八十二条の規定
(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十二条 第十八条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(以下この条において「新国外送金等調書法」という。)第四条第二項及び第四項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定は、平成二十六年一月一日以後に提出する同条第三項に規定する光ディスク等について適用し、同日前に提出した第十八条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(次項において「旧国外送金等調書法」という。)第四条第二項に規定する光ディスク等については、なほ従前の例による。

3 平成二十六年一月一日前において旧国外送金等調書法第四条第二項の規定に基づき受けた同項に規定する税務署長の承認については、新国外送金等調書法第四条第三項の規定に基づき受けた同項に規定する税務署長の承認とみなして、同項の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第九十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月二日法律第一四号) 抄
(施行期日)

一から三まで 略
四 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イからハまで 略 ニ 第十一条の規定（同条中内国税の適正な

課税の確保を図るための国外送金等に係る
開示の是正(二回目)、未だ開示しない事項

調書の提出等に関する法律第三条第一項の改正規定、同法第四条の二第一項の改正規

定及び同法第七条第一項の改正規定を除く。並びに附則第一百一条第二項、第三項及び第五項の規定

五から八の二まで及て第五項の規定略

九 次に掲げる規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「個人情報保護法等」といいます。)が、平成二十二年六月三十日から施行されました。

法律附則第三号は掲げる規定の施行の日

ハ 第十一条中内国税の適正な課税の確保を

図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項の改正規定、同

法第四条の二第一項の改正規定及び同法第

七条第一項の改正規定並びに附則第一百一条
第一項、第十四項又は第二、第四の規定

第一項 第四項及び第六項の規定

改正に伴う経過措置) 送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部

第一条 第十一条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に

係る調書の提出等に関する法律（以下この条に
おいて「新国外送金等調書法」という。）第三

第一條第九号は定める日以後はこれらの規定は
焼定する告知書を提出する場合について適用

し、同日前に第十一条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金

寺に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項又は第四条の二第一項に規定する告知書を提

山した場合については、なお従前の例による。

（個人番号の記入欄に「個人番号」と記載する旨を規定する部分を除く。）の規定は、平成二十八年一月一日以後こそ是出すべし。

立成二年一月一日以後に提出すべき同項に規定する財産債務調書（第四項及び第五項において「財産債務調書」といふ。）

（二）「財産債務調書」の適用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号

に掲げる規定の施行の日が平成二十八年一月一日後である場合における同日から当該施行の日

の前日までの間の新国外送金等調書法第六条の二の規定の適用については、同条第一項中「住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所）」とあるのは、「及び住所又は居所」とする。
4 新国外送金等調書法第六条の二（同条第一項に規定する個人番号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第九号に定める日の属する年の翌年の一月一日以後に提出すべき財産債務調書について適用する。
5 新国外送金等調書法第六条の三の規定は、平成二十八年一月一日以後に提出すべき財産債務調書に係る同条第一項に規定する財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税に関し新国外送金等調書法第六条第一項に規定する修正申告等があつた場合における当該所得税又は相続税等について適用する。
6 附則第一条第九号に定める日が平成二十八年一月一日後である場合における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十二条の規定の適用については、同条第二項中「国外財産調書」とあるのは、「国外財産調書並びに同法第六条の二第一項に規定する財産債務調書」とする。
(罰則に関する経過措置)
第一百三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第一百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二八年三月三一日法律第一五号抄)
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
第二百一十九条 第十二条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るために關する法律の一部送金等に係る調書の提出等に關する法律の一部改正に伴う経過措置)
内国税の適正な課税の確保を図るために關する法律の一部送金等に係る調書の提出等に關する法律の一部改正による改正後の内

等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項及び第四条の二第一項の規定は、施行日以後にこれらに規定する告知書を提出する場合について適用し、施行日前に第十二条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項又は第四条の二第一項に規定する告示書を提出した場合については、なお定期する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げて規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年三月三日法律第七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から八まで 略

九 次に掲げる規定 令和三年一月一日

イ からハまで 略

二 第十六条の規定及び附則第一百二十二条の規定

(内国税の適正な課税の確保を図るために、国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百二十二条 第十六条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るために、国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置。

第四条第二項 (新国外送金等調書法) 第四条の三第二項において準用する場合を含む。の規定は、令和三年一月一日以後に提出すべき新国外送金等調書法第四条第一項に規定する国外送金等調書及び新国外送金等調書法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書について適用し、同日前に提出すべき第十六条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るため

の国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「旧国外送金等調査法」という。）第四条第一項に規定する国外送金等調書及び旧国外送金等調査法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三十一年三月二九日法律第六百四十四条号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から六まで	略
七 次に掲げる規定	令和二年四月一日
八からへまで	略

ト 第十六条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第八条に一項を加える改正規定、同法第十一条の改正規定及び同法第二十五条に一項を加える改正規定

（罰則に関する経過措置）

第一百五十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年五月三一日法律第六百四十四条号）抄

調書の提出等に関する法律第四条の改正規定を除く。) 及び附則第六十条第二項の規定

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十条 第十五条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(次項において「新国外送金等調書法」という。)第四条第三項(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(以下この項において「国外送金等調書法」という。))

第四条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に提出すべき国外送金等調書法第四条第一項に規定する国外送金等調書及び国外送金等調書法第四条の三第一項に規定する国外送金等調書について適用し、施行日前に提出すべきこれらの調書については、なお従前の例による。

2

新国外送金等調書法第四条の四及び第五条の規定は、令和六年一月一日以後に新国外送金等調書法第四条の四第一項に規定する電子決済手段等取引業者の新国外送金等調書法第二条第六号に規定する営業所等の長に依頼する場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

イからハまで 略
二 第十八条の規定及び附則第五十七条の規定

(罰則に関する経過措置)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から七まで 略
八 次に掲げる規定 令和九年一月一日

附 則 (令和六年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)